

泉大津市教育・保育施設給付管理システム導入・運用保守業務委託仕様書

1 概要

(1) 契約件名

泉大津市教育・保育施設給付管理システム導入・運用保守業務委託

(2) 目的

本業務は、施設型給付費等の各種事務において、施設、施設職員、園児情報等に基づいた請求書作成、職員配置等に基づく加算申請、処遇改善等加算に係る実績報告等の機能を備えることで、本市職員及び各施設の事務効率化、負担軽減、並びに各種データの一元管理を図ることを目的とする。

(3) 対象の施設・事業

下記の施設・事業に対応すること。

- ① 施設型給付（保育所、新制度移行幼稚園、認定こども園）
- ② 地域型保育給付（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業）
- ③ 施設等利用給付（新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設）
- ④ 地域子ども・子育て支援事業（延長保育、一時預かり、病児保育等）
- ⑤ 保育対策総合支援事業（保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等）

2 契約期間

(1) システム導入業務

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) システム運用保守業務

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

3 納入場所

泉大津市健康こども部こども育成課及び「7 対象施設」に掲げる施設

4 支払方法

(1) システム導入業務

検収確認後一括払い

(2) システム運用保守業務

令和9年4月から月額分を毎月払い

5 業務内容

(1) 給付費等管理システムの導入

- ① 詳細要件のヒアリング及び業務フローの整理・改善提案
- ② 本市の独自要件（パラメータ設定等）の設計・開発・テスト
- ③ アカウント作成（本市用、施設職員用）
- ④ 初期データ登録（施設情報、職員情報、園児情報等）補助

(2) 給付費等管理システムの運用保守

運用保守の内容は、「10 運用保守」に定めるとおりとする。

6 調達範囲

本件の調達範囲は、対象施設と本市の職員が利用する Web サービス一式（アカウントライセンス）とし、端末やネットワーク回線は含めない。

7 対象施設

令和8年4月1日時点の対象施設は以下のとおり。

	施設種別	施設数
1	保育所（公立）	2
2	幼稚園（公立）	2
3	幼保連携型認定こども園（公立）	3
4	幼保連携型認定こども園（私立）	9
5	幼保連携型認定こども園分園（私立）	2
6	小規模保育事業A型（私立）	2
	計	20

8 システム要件

(1) 基本要件

- ① LGWAN-ASP サービスの形態で提供し、定期的なバージョンアップ（機能拡張）を行うこと。
- ② カスタマイズを最小限に抑え、パラメータ設定等で柔軟に単価変更や加算条件変更に対応できる設計であること。
- ③ 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に本市に報告すること。
- ④ プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証・評価を受けていること。
- ⑤ 他自治体での導入・運用実績があるシステムであること。

(2) 機能要件

別紙「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。

(3) 非機能要件（品質・信頼性）

① 全般

ア 本市が利用する機能は、LGWAN 環境から Web ブラウザで利用できること。

イ 対象施設が利用する機能は、インターネット環境から Web ブラウザで利用できること。

ウ システムの稼働率を 99%以上確保すること。

エ サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。

オ システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようにすること。

カ バックアップデータは、業務上の必要性を加味し最低限 14 世代（日次）取得できるよう構築すること。

② セキュリティ要件

ア コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること。

イ サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること。

ウ 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームを設置のうえ、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。

エ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については LGWAN 側・インターネット側ともに TLS1.2 を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと。

オ ファイアーウォール等による不正アクセス対策を講じること。

カ LGWAN 環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと。

キ システムへのログイン時は、ID 及びパスワードで認証を行うこと。

(4) 動作環境

以下の環境で動作すること。ただし最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

	種別	動作環境
1	OS	Windows 11 以降

2	メモリ	8GB 以上
3	ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ Google Chrome 最新版 ・ Microsoft Edge 最新版

9 導入作業

(1) 全般

- ① システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- ② カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。
- ③ 契約後速やかにキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を本市に提案すること。
- ④ 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。なお、本市や施設職員が入力する際に入力漏れや入力誤りがないよう工夫すること。
- ⑤ 本市において給付業務に必要な園児情報を管理しているシステム（COKAS-R for Gov Cloud）から CSV 形式等で出力した園児データを、給付等管理システムに登録するためのツールを作成・提供すること。
- ⑥ 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

- ① 導入開始までに本市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ② 操作マニュアルは、ICT 知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。
- ③ 内容に修正又は変更が生じた場合は、随時改定を行うこと。

(3) 事前研修

- ① 本市と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。
- ② 給付等管理システムを使用するユーザを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修をオンラインで実施すること。
- ③ 実施方法、実施回数等の詳細については受託後、協議のうえ決定するものとする。

10 運用保守

(1) システム運用・保守

- ① システム稼働監視を行い、安定的な運用を確保すること。
 - ② 各種セキュリティ対策を実施し、システムの安全性を維持すること。
- (2) 制度改正等への対応
- ① 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い制度変更に対応すること。実装期間については、単価更新など軽微なものは単価確定から3ヶ月以内とし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。
 - ② 本市において給付業務に必要な園児情報を管理している別システムから CSV 形式等で出力した園児データを、給付等管理システムに登録するためのツールについて、本市で利用する別システムの仕様変更等により出力形式に変更が生じた場合は、必要な改修を行い、提供すること。
- (3) 動作環境の維持対応
- OS 及び Web ブラウザのバージョンアップに適宜対応し、継続的にシステムが利用可能な状態を維持すること。
- (4) 操作マニュアル
- ① 運用開始までに本市職員及び施設職員向けの操作マニュアルを提供すること。
 - ② 操作マニュアルは、ICT 知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。
 - ③ 内容に修正又は変更が生じた場合は、随時改定を行うこと。
- (5) 制度改正・機能追加等に伴う対応
- 制度改正・機能追加等に伴うシステム改修を行った場合は、速やかに操作マニュアル・関係資料等を提供すること。
- (6) ヘルプデスク
- ① 本市及び施設職員からの問い合わせに対応するため、電話及びメール等によるヘルプデスクを設置すること。
 - ② 電話による受付時間は、平日9時から18時までとする。ただし、年末年始を除く。
 - ③ メール等による問い合わせは24時間受け付けるものとし、翌営業日までに一次回答を行うこと。
- (7) 障害対応
- ① 障害発生時の連絡体制及び対応フローを契約締結後速やかに、本市に提出すること。
 - ② 障害が発生した場合は、速やかに本市へ報告し、早期復旧に努めること。
 - ③ 必要に応じてバックアップデータから復旧を行うこと。

11 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

12 個人情報保護

個人情報については、個人情報の保護に関する法律のほか関係法令を遵守し、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、細心の注意を払い取り扱うこと。

13 契約不適合責任

本システムの運用開始日から起算して1年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

14 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本システムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資料等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザーが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、委託者又は本システムのユーザーに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。